○使用済自動車等の解体業及び破砕業に係る施設等の事前協議書添付書類一覧表

NO	名称	表示すべき事項	備考
I	施設の設置計画書	・当該協議の概要、変更内容等	
	①解体業に係る施設用 ②破砕業に係る施設用		・所定の様式(別記様式第 二号)を使用
П	位置図等		
	1 位置図	・設置予定地等に赤色で印を付ける	・縮尺:1/10,000 〜1/25,000 ・縮尺を記載 ・設置予定地等の中心から 半径2kmの範囲程度
	2 付近の見取図	・設置予定地等の敷地境界 ・放流予定地点 ・放流先の側溝等の位置、経路 ・公共施設、主な建築物等の位置及 び名称 ・河川、道路等の位置	・縮尺: 1/2, 500~ 1/5, 000 ・縮尺を記載 ・敷地から300mの範囲 程度(住宅地図等の写しで も可)
Ш	施設の構造等		
	1 平面図	・使用済自動車等の保管場所、解体 作業場、圧縮施設、剪断施設、破砕 施設、自動車破砕残渣の保管施設の 設置位置	・施設の構造を明らかにするもの・寸法を必ず記入(m又はcm単位)
	2 立面図	・解体作業場等の建屋、保管場所の囲い	
	3 断面図	・解体作業場等の床、油水分離槽	
	4 構造図	・建屋等、油水分離槽、圧縮施設、 剪断施設、破砕施設、排水処理施設	
	5 設計計画書	・施設の能力を示すもの 機械:仕様書、能力計算書、 カタログ等	

NO	名称	表示すべき事項	備考
IV	所有権(使用権原) を証する書類 1 土地	・設置予定地等の範囲	
	①公図の写し ②土地登記簿謄本又 は固定資産課税台 帳の写し ③借地の場合は契約 書等の写し		・①は、設置予定地等の範囲と縮尺を記載・①及び②は、原則として事前協議書提出前3か月前までに発行されたものとする
	2 建物 ①建物登記簿謄本又 は固定資産課税台 帳の写し ②借家の場合は契約 書等の写し		・①は、原則として事前協 議書提出前3か月前までに 発行されたものとする
	3 機械等(破砕業に 関するもの) ①固定資産課税台帳 又は売買契約書の 写し ②リースの場合は リース契約書の 写し		・①の固定資産課税台帳は、原則として事前協議書提出前3か月前までに発行されたものとする
V	その他必要書類	土地利用の状況、処理工程図、 使用済自動車等撤去計画等	・必要と認められる場合に 提出する
VI	協議者を証する書類		
	①法人の登記事項証明 書(協議者が法人の 場合)		・①及び②は、原則として事前協議書提出前3か月前までに発行されたものとする
	②住民票の写し(協 議者が個人の場合)	・本籍(外国人にあっては国籍等) が表示されたもの	